

- 徳島県社会貢献活動の促進
に関する施策の基本方針 -

徳 島 県

は じ め に

徳島県では、県民の皆様とともに、「夢や感動」を共有し、本県の持つ高い潜在能力を活かした、全国から「徳島こそ」と言われる「オンリーワン徳島」の実現に向けた県づくりを推進しています。

少子高齢社会の進行、出口がなかなか見えてこない経済不況など、厳しい社会情勢の中、これを実現するためには、今こそ、ピンチをチャンスに替える「逆転の発想」が必要になります。

現在、県民の皆様が自主的に、そして積極的に地域社会づくりに参加する、NPO、ボランティアなどの社会貢献活動が様々な分野で大きく盛り上がりつつあります。

この動きに合わせ、これまで官主導で担ってきた公的分野においても、民間の柔軟な発想、活力などを積極的に取り入れ、官と民との役割分担、官民協働による新しい形の「公共」の創出に取り組んでいきたいと考えています。

この度、これらを推し進めていくための指針として「徳島県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」を策定いたしました。この指針では、社会貢献活動の意義や協働についての考え方などをまとめるとともに、県における官民協働の推進に向けた体制整備などについて取りまとめております。

今後は、「徳島県社会貢献活動の促進に関する条例」と併せて、この基本方針に示した考え方、施策展開により、社会貢献活動の促進、協働の推進を図り、「県民・社会貢献活動団体・事業者・行政」がパートナーシップに基づき、一体となって夢と活力でにぎわう郷土「オンリーワン徳島」を創り出していけるよう、取り組む考えでありますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成17年3月

徳島県知事 飯泉 嘉門

目 次

1	背景	1
2	策定趣旨	2
3	社会貢献活動の促進に関する施策の基本的事項	2
	(1)社会貢献活動についての基本的な考え方	2
	ア 社会貢献活動の意義	2
	イ 社会貢献活動の分野等	3
	ウ 社会貢献活動団体	5
	(2)参加と協働の推進	5
	(3)社会貢献活動促進に向けた役割分担	6
	ア 県民	6
	イ 社会貢献活動団体	7
	ウ 事業者	7
	エ 市町村	7
	オ 県	7
4	社会貢献活動の促進に関する施策の策定及び実施に際し配慮すべき事項	8
	(1)県民の理解の促進	8
	ア 施策の基本的方向	8
	イ 施策の具体的展開	8
	(ア)社会貢献活動への意識の形成	8
	(イ)参加しやすい環境づくり	8
	(ウ)顕彰	8
	(2)情報の提供	9
	ア 施策の基本的方向	9
	イ 施策の具体的展開	9
	(ア)関係機関との連携による情報の収集及び提供	9

(イ) 受け手に応じた情報の提供	-----	9
(3) 人材の育成	-----	9
ア 施策の基本的方向	-----	9
イ 施策の具体的展開	-----	10
(ア) 社会貢献活動のリーダーの育成研修	-----	10
(イ) 社会貢献活動団体の運営に関する研修	-----	10
(ウ) アドバイザーやコーディネーターの育成研修	-----	10
(4) 交流及び連携の促進	-----	10
ア 施策の基本的方向	-----	10
イ 施策の具体的展開	-----	10
(ア) 交流・連携の場づくり	-----	10
(イ) インターネットの活用	-----	10
(5) 拠点機能の整備	-----	10
ア 施策の基本的方向	-----	10
イ 施策の具体的展開	-----	11
(ア) 県における社会貢献活動の拠点の整備	-----	11
(イ) その他の県有施設との連携	-----	11
(ウ) 市町村における活動拠点の整備の促進	-----	11
(6) 税制上の措置	-----	11
ア 施策の基本的方向	-----	11
イ 施策の具体的展開	-----	12
(ア) NPO法人の立ち上げ支援	-----	12
(7) 財政上の措置	-----	12
5 社会貢献活動の促進に関するその他の重要事項	-----	12
(1) 協働の意義等	-----	12
ア 協働の意義	-----	12
イ 協働における留意事項	-----	13
(ア) 相互理解及び信頼関係の構築	-----	13
(イ) 対等の関係，役割分担	-----	14
(ウ) 情報公開	-----	14

(エ) 時限性	-----	14
(2) 協働の形態等	-----	14
ア 協働の形態	-----	14
(ア) 政策形成過程への参画	-----	14
(イ) 事業共催・事業協力等	-----	15
(ウ) 後援	-----	15
(エ) 補助	-----	16
(オ) 委託	-----	16
(カ) その他	-----	17
イ 協働に適した事業	-----	17
(ア) きめこまやかな対応が必要な事業	-----	17
(イ) 地域の実情に合わせる必要がある事業	-----	17
(ウ) 多くの県民の参加が求められる事業	-----	17
(エ) 高い専門性が求められる事業	-----	18
(オ) 行政が着手したことのない先駆的な事業	-----	18
(カ) 県民の意見等の反映が求められる事業	-----	18
(3) 協働事業の評価	-----	18
ア 評価の必要性	-----	18
イ 評価の項目	-----	18
ウ 評価結果の活用	-----	18
(4) 推進体制の整備	-----	19
ア ワンストップサービス体制の確立等	-----	19
イ ネットワークの構築等	-----	19
ウ 全庁的な体制整備	-----	19
エ 社会貢献活動団体からの事業提案等	-----	19
オ 社会貢献活動団体の支援体制の充実	-----	20
カ アドプトプログラムの活性化	-----	20
キ 市町村との連携	-----	20
(参考) 徳島県社会貢献活動の促進に関する条例	-----	21

1 背景

今，地方分権の時代を迎え，国際化，少子高齢化，高度情報化，広域交流化など私たちを取り巻く社会環境は急激な変化を迎えています。

また，物質的豊かさから精神的な豊かさへと，量の充実から質の充足へと個人の価値観・生活スタイルも多様化しています。

これに伴い，地域社会の抱える課題も多岐にわたり，現在の行政や事業者を中心とした社会システムでは，これらの課題に十分に対応できない状況も生じてきています。

このような状況の中で，県民の社会貢献活動が，行政，事業者とともに社会システムの一翼を担い，地域社会の課題に柔軟に，かつ，きめこまやかに対応する活力として，大きな期待を集めています。

こうした社会貢献活動をより一層促進することにより，県民，事業者，行政等の地域社会の構成員が，相互理解に基づく対等な関係の下に，積極的に連携し，協力する，県民一人ひとりの参加と協働による夢と活力でにぎわう郷土「オンリーワン徳島」づくりを目指し，「徳島県社会貢献活動の促進に関する条例」(以下「条例」といいます。)が平成16年4月に施行されました。

本県においては，これまでも「いやしとてなしの文化」に培われた社会貢献活動が県民主体の地域づくりに大きな役割を果たしてきました。また，「アドプトプログラム^{注1}」に見られる，河川などを自分の子どもに見立て，愛情を持って清掃美化活動を行う県民，事業者，行政の役割分担による新しい社会貢献活動のシステムも活発に行われるようになっていきます。

こうした中，「オンリーワン徳島」の実現に向け，これらをより一層促進するとともに，「官（行政）」と「民（県民，社会貢献活動団体，事業者など）」とが役割分担し，積極的に連携・協力する「とくしまパートナーシップ」の展開による新しい公共の創出が求められています。

注1 アドプトプログラム(Adopt program)とは，地域住民や企業等が，道路や河川など公共物の一定区間を自分たちの養子(Adopt=養子にする)とみなし，定期的に清掃等を自主的に意欲を持って行う制度のことです。

2 策定趣旨

この「徳島県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」(以下「基本方針」といいます。)は、条例に基づき、社会貢献活動の促進、並びに「とくしまパートナーシップ」の展開を目的に、必要な施策、基本的な考え方、目標などを示し、共通理解の下、県民、社会貢献活動団体、事業者、市町村及び県それぞれが連携・協力を図っていく基本とするため策定しました。

また、この基本方針では、本県における社会貢献活動の現状等を踏まえ、現時点における施策等を取りまとめており、今後も状況の変化等、必要に応じ、適宜見直しを行うものとします。

3 社会貢献活動の促進に関する施策の基本的事項

ここでは、社会貢献活動の促進に関する施策について、条例の基本理念に基づき、社会貢献活動についての基本的な考え方、参加と協働の推進、社会貢献活動促進に当たっての役割分担など、その基本となる事項についてまとめることにします。

(1) 社会貢献活動についての基本的な考え方

ア 社会貢献活動の意義

条例では、社会貢献活動を「営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動」であって、宗教や政治を主たる目的とする活動及び選挙活動を除くものとしています。

また、条例では、基本理念において、社会貢献活動の促進に当たっては、社会貢献活動の自発性が尊重され、自立性が確保されることに配慮しなければならないとしています。

これを言い換えれば、社会貢献活動は、社会における様々な課題に気が付き、その解決に向けて、自らの自由意志で取り組んで行こうとする自立的

な活動であり，より良い社会づくりに積極的に参加する自己達成・自己実現の活動であるともいえます。

人のために，みんなのために，そして社会のために何かをしたい，誰もが漠然と抱いているそういう思いを，自分ができる範囲で実際の行動に結びつける活動，それが社会貢献活動であり，多くの人の思いが集まれば，それは，より良い社会をつくる大きな力になります。

現在，本県においても災害救援ボランティア活動など様々な社会貢献活動が展開されていますが，これをその自発性，自立性などの特性を活かした形でより一層促進し，県民一人ひとりの参加と協働に支えられた地域社会をつくっていくことが求められています。

イ 社会貢献活動の分野等

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます。）では，社会貢献活動の分野として，次の17の分野を掲げています。

これらの分野は，私たちの生活の中でいわゆる「公共」といわれる分野と広く重なっています。逆にいうと社会貢献活動は「公共サービス」であるということもできます。

社会貢献活動には，この17分野以外でも幅広い分野での活動が考えられ，これまで，行われていなかった新しい公共サービスが創出される可能性も秘めています。

また，社会貢献活動は，環境の保全のために，一人で海岸のゴミ拾いを続けるといった活動から，国際舞台で非政府組織（NGO）として国際協力を行う活動まで，そのレベルも様々ですが，どちらが優れているといったものではなく，その人あるいは団体がその能力，資源を活かし，自発的に社会のために貢献するという意味では等しく有意義な活動であるといえます。

(N P O法による社会貢献活動の分野並びにその活動内容の例^{注2})

- 1 保健，医療又は福祉の増進を図る活動
高齢者・障害者の介護，高齢者の生きがいづくり など
- 2 社会教育の推進を図る活動
生涯学習の推進 など
- 3 まちづくりの推進を図る活動
街並み保存活動，まちおこしイベント など
- 4 学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動
伝統文化の保存・振興，スポーツの指導 など
- 5 環境の保全を図る活動
リサイクル活動，地域美化活動 など
- 6 災害救援活動
災害時の救援活動，災害に備えた体制整備 など
- 7 地域安全活動
交通安全の推進，地域の見回り など
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
人権差別のない社会づくり，平和への意識啓発 など
- 9 国際協力の活動
国際交流，発展途上国への支援 など
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
男女共同参画社会への意識啓発 など
- 11 子どもの健全育成を図る活動
子育て支援，青少年の健全育成 など
- 12 情報化社会の発展を図る活動
高齢者等の情報化社会対応の支援，地域の情報化推進 など
- 13 科学技術の振興を図る活動
科学技術の普及・振興，研究者のネットワークづくり など
- 14 経済活動の活性化を図る活動
商店街の活性化，起業の支援 など
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
障害者等の職業訓練，若年者等の就労支援 など
- 16 消費者の保護を図る活動
消費者相談，商品知識の普及 など
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動
社会貢献活動団体の活動支援，ネットワーク化 など

注2 ここに掲げている例は，あくまで例示であり，これ以外にも多様な社会貢献活動が行われています。また，活動分野についても，例えば，地域振興として，コミュニティビジネスに取り組む場合は，「まちづくりの推進」と「経済活動の活性化」の両方にまたがるなど，複数の分野に関連した活動も考えられます。

ウ 社会貢献活動団体

条例では、「社会貢献活動団体とは、社会貢献活動を主たる目的として継続的に行う法人その他の団体をいう。」と定義しています。

社会貢献活動に様々なレベルがあるように、社会貢献活動団体にもいわゆるボランティア団体、市民活動団体などの任意団体からNPO法により法人格を付与された特定非営利活動法人(以下「NPO法人」といいます。)、財団法人、社団法人など、法人格を持つ団体まで、様々なレベルがありますが、それぞれの団体においては、法人格の有無、規模の大小にかかわらず、地域社会の課題の解決に向けた活動が展開されています。

一方、地域に根ざした町内会、自治会などの地縁組織等も社会貢献活動を担っており、これらの団体も含め、様々な形で、連携・協力を図っていく必要があります。

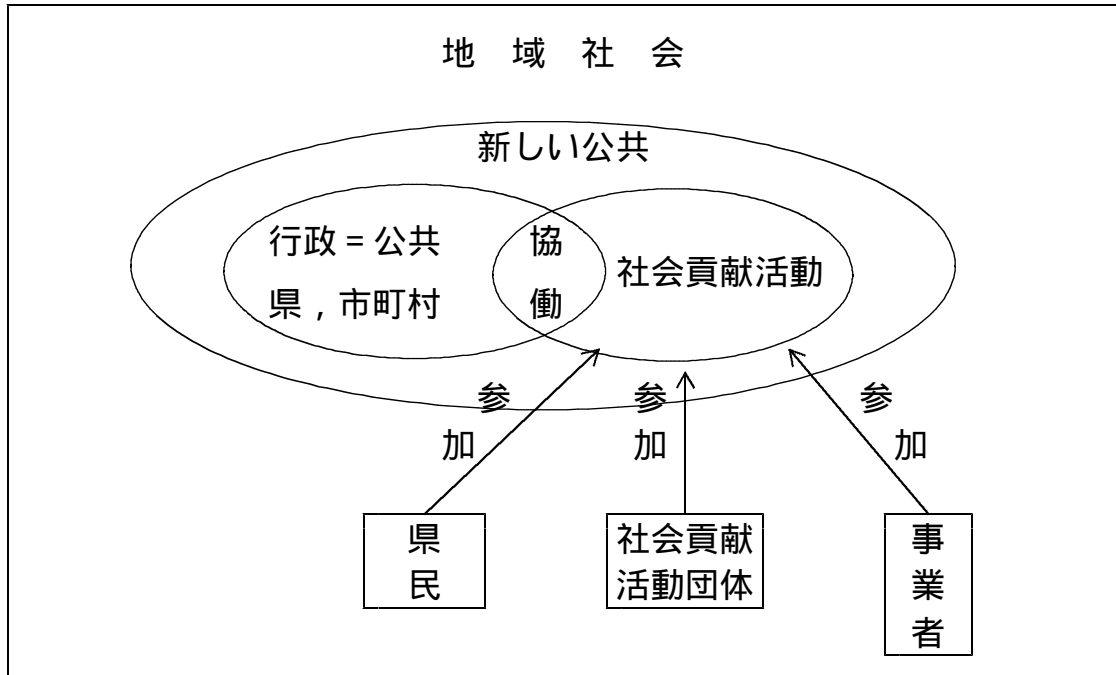
(2) 参加と協働の推進

社会貢献活動を行うということは、言い換えれば、社会づくりに参加することでもあります。また、地域社会を構成している構成員としては、県民、社会貢献活動団体、事業者、市町村、県などがあります。

より良い地域社会をつくっていくためには、県民、社会貢献活動団体、事業者が、積極的に社会づくりに「参加」とともに、市町村、県を含めた地域社会の構成員それぞれが目的意識を共有し、役割分担を行い、積極的に協力、連携する「協働」を行っていくことが、重要になります。

ここでは、これを「参加と協働」といい、「オンリーワン徳島」の実現、また、社会貢献活動の促進、並びに、「とくしまパートナーシップ」の展開による「新しい公共」の創出に向け、これを推進していくことをこの基本方針の大きな目標とします。

(参加と協働による地域社会づくりのイメージ)



(3) 社会貢献活動促進に向けた役割分担

これまでも述べてきたように社会貢献活動の促進は、地域社会のすべての構成員がそれぞれの役割を理解し、またその責任を分担して、ともに社会をつくっていくために行うものです。

ここでは、参加と協働に向けた、県民、社会貢献活動団体、事業者、市町村、県それぞれに求められる役割等についてまとめることにします。

ア 県民

県民には、社会貢献活動の意義についての理解を深めるとともに、社会貢献活動に積極的に参加するように努めることが求められます。

これは、県民一人ひとりが地域社会の構成員であるということを意識し、積極的に社会づくりに参加することでもあります。

参加したくてもその時間がない、一緒に活動する仲間がない、参加のきっかけがないという声も聞かれますが、参加には、例えば、社会貢献活動団体への寄付、機器・物品の貸出等といった資金、物の面での参加、あるいは、会計の経験のある人が団体の相談に乗ってあげるといった知識の面での参加など様々な形態が考えられますので、自らの持っている資源の中で、できることから始めることが重要になります。

イ 社会貢献活動団体

社会貢献活動団体には、その専門性、先駆性、柔軟性などの特性を活かした社会貢献活動を行うとともに、その活動を自ら評価し、情報を積極的に公開し、県民の理解を得るよう努めることが求められます。

活動を継続することと併せて、目的を棚上げした、組織・活動の維持に陥ることなく、目的に照らした活動の評価を行い、その有効性等を検証した改善等を行うこと、また、多くの県民の理解、そして参加を得るため、積極的に情報発信を行うことが求められています。

ウ 事業者

事業者には、社会貢献活動が円滑に推進されるよう支援するなど、その促進に努めることが求められます。

地域社会の中で、その構成員として社会づくりに大きな関わりをもつ事業者には、社会貢献活動団体への支援をはじめ、例えば従業員に対して、ボランティア休暇制度を設けるなど、社会貢献活動促進の意識を持った活動が求められています。

エ 市町村

市町村には、それぞれの区域の実情に応じて、社会貢献活動の促進に努めることが求められます。

中山間部での過疎化による農林業の担い手不足、あるいは、都市部での青少年非行など、各市町村において、その課題が異なることも含め、市町村が県民に最も身近で、最も影響力がある行政機関として、その実情に合わせた社会貢献活動の促進を行うことが求められています。

オ 県

県は、社会貢献活動を促進するため必要な施策を策定し、それらを総合的に調整しながら実施します。

この基本方針の策定をはじめ、社会貢献活動促進のコーディネーターとして、常に施策等の検証を行いながら、参加と協働を推進していくための各種施策を実施していきます。

4 社会貢献活動の促進に関する施策の策定及び実施に際し配慮すべき事項

ここでは、条例に掲げられた県が実施する社会貢献活動の促進に向けた基本となる取り組みに基づき、個別的な施策を策定、実施する上で配慮すべき事項として、施策の基本的方向、具体的な展開についてまとめることにします。

(1) 県民の理解の促進

ア 施策の基本的方向

社会貢献活動に関する普及・啓発、基礎的な学習機会の提供や参加しやすい環境づくりを進めることにより、県民の理解、参加を促進します。

イ 施策の具体的展開

(ア) 社会貢献活動への意識の形成

教育委員会、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、児童・生徒の社会貢献活動への理解の促進を図るため、ガイドブックの作成、ボランティア体験の場の提供など、社会貢献活動への意識の形成を促進します。また、県民が気軽に参加し、基礎的な知識が得られる学習の機会や体験の場を提供します。

(イ) 参加しやすい環境づくり

事業者などと連携しながら、ボランティア休暇制度の普及や事業所内研修など、社会貢献活動へ参加しやすい環境づくりを促進します。

イベント、セミナーなどについては、社会貢献活動団体などと連携・協力して実施するなど、社会貢献活動への参加を促進するものにします。

また、社会貢献活動を行うときの事故に備え、関係機関と連携して、ボランティア活動保険等への加入の促進を図ります。

(ウ) 顕彰

社会貢献活動を行う個人や団体等についての社会的評価を高めるとともに、社会貢献活動への参加を促進するため、各種顕彰を行います。

(2) 情報の提供

ア 施策の基本的方向

市町村や関係機関と連携して、社会貢献活動に関する人材、活動等の情報を積極的に収集するとともに、受け手に応じた多様な手段により新鮮な情報を提供します。

イ 施策の具体的展開

(ア) 関係機関との連携による情報の収集及び提供

関係機関と連携し、情報誌、インターネットなどを活用して社会貢献活動に関する人材や団体、活動拠点、資金、交流等の情報の積極的な収集及び提供を行います。

(イ) 受け手に応じた情報の提供

a インターネットの活用

社会貢献活動に関する様々な情報をより新鮮な形で伝えるため、インターネットを活用したホームページ等により情報を提供します。

b 情報誌の発行

社会貢献活動に関する様々な情報を集約した情報誌を発行します。また、市町村に対し、その広報誌等を活用して社会貢献活動の情報を提供するよう働きかけます。

c マスメディアを利用した広報

新聞、ラジオ、テレビなどマスメディアを利用して県民への広報を行います。

(3) 人材の育成

ア 施策の基本的方向

社会貢献活動が自立した活動として、継続的に行われるよう、専門的な研修等を行うことにより、高度な知識・技術を有する人材、また、社会貢献活動についての適切なアドバイス、コーディネートが行える人材を育成します。

イ 施策の具体的展開

(ア) 社会貢献活動のリーダーの育成研修

関係機関と連携して、社会貢献活動のリーダーを育成するための研修を行います。

(イ) 社会貢献活動団体の運営に関する研修

社会貢献活動団体の中核スタッフについて、組織運営や経理等の経営能力の向上を図るため、関係機関と連携して、団体運営に関する研修を行います。

(ウ) アドバイザーやコーディネーターの育成研修

関係機関と連携して、社会貢献活動の助言を行うアドバイザーや、参加者と受入れ団体等との調整を行うコーディネーターの育成のための研修を行います。

(4) 交流及び連携の促進

ア 施策の基本的方向

県民，社会貢献活動団体，事業者，市町村，県それぞれが，目的意識を共有し，積極的に協働できる，柔軟で発展的なネットワークの構築を目指します。

イ 施策の具体的展開

(ア) 交流・連携の場づくり

関係機関と連携し，相互の情報交換，連携・交流に向けた意見交換などが交流・連携のできる場として，交流セミナー，フォーラム等を開催します。

(イ) インターネットの活用

インターネットを活用することにより，双方向の情報交換，意見交換など，できる場を提供します。

(5) 拠点機能の整備

ア 施策の基本的方向

社会貢献活動の促進拠点においては，県民の理解の促進，情報の提供，

人材の育成，交流・連携の促進を総合的に推進できる機能を整備する必要があります。

このため，主に県域で活動する社会貢献活動団体の活動拠点及び市町村の活動拠点のモデルとなる施設を整備します。

また，市町村に対しては，地域の実情に応じ，社会貢献活動に密着した身近な活動拠点の整備を進めるよう働きかけていきます。

イ 施策の具体的展開

(ア) 県における社会貢献活動の拠点の整備

当面は，「とくしま県民活動プラザ」が主にこれを担うこととなりますが，各市町村のボランティアセンター等との連携を図るとともに，インターネットなども活用し，利用者ニーズを把握しながら機能充実を図ります。

また，地域に根ざした施策展開が図れるよう，出先機関の再編に合わせ，各ブロックの総合県民局における拠点機能の整備についても検討します。

(イ) その他の県有施設との連携

国際交流，青少年の健全育成，男女共同参画などの各分野において，設けられている他の拠点施設との連携を図っていきます。

(ウ) 市町村における活動拠点の整備の促進

市町村に対し，その地域の実情に応じ，公民館等の既存施設の活用も含めた活動拠点の整備を働きかけていきます。

(6) 税制上の措置

ア 施策の基本的方向

社会貢献活動の促進のための支援措置として税制上の措置があります。例えば，NPO法人は，財政基盤が脆弱な場合が多く，特に法人の立ち上げ段階においては，組織の確立と併せて，法人運営に苦慮している実態があります。

こういった実態等を踏まえ，社会貢献活動が継続的に，より発展的に行われるように，税制上の支援措置についても検討していきます。

イ 施策の具体的展開

(ア) NPO法人の立ち上げ支援

当面は、NPO法人立ち上げ後、5年間は、収益事業を行っていても、赤字である場合には、法人県民税（均等割）、不動産取得税及び自動車取得税の各県税の減免措置を行っているところですが、今後も税負担の公平性、自立性の確保などについても考慮しながら、支援内容の見直し等を行っていきます。

(7) 財政上の措置

社会貢献活動の促進に向けた各種施策が、円滑に、そして、効果的に実施できるよう、その評価・検証も行いながら、所要の財政上の措置を講じていくよう努めます。

5 社会貢献活動の促進に関するその他の重要事項

社会貢献活動を促進することによって、夢と活力でにぎわう郷土づくりを行うためには、地域社会の構成員相互が連携・協力する「協働」が重要な手法となります。ここでは、概念的な協働をより具体的なものとするために、協働についての基本的な考え方等をまとめるとともに、参加と協働の推進に向けた県における体制整備についてまとめることにします。

(1) 協働の意義等

ア 協働の意義

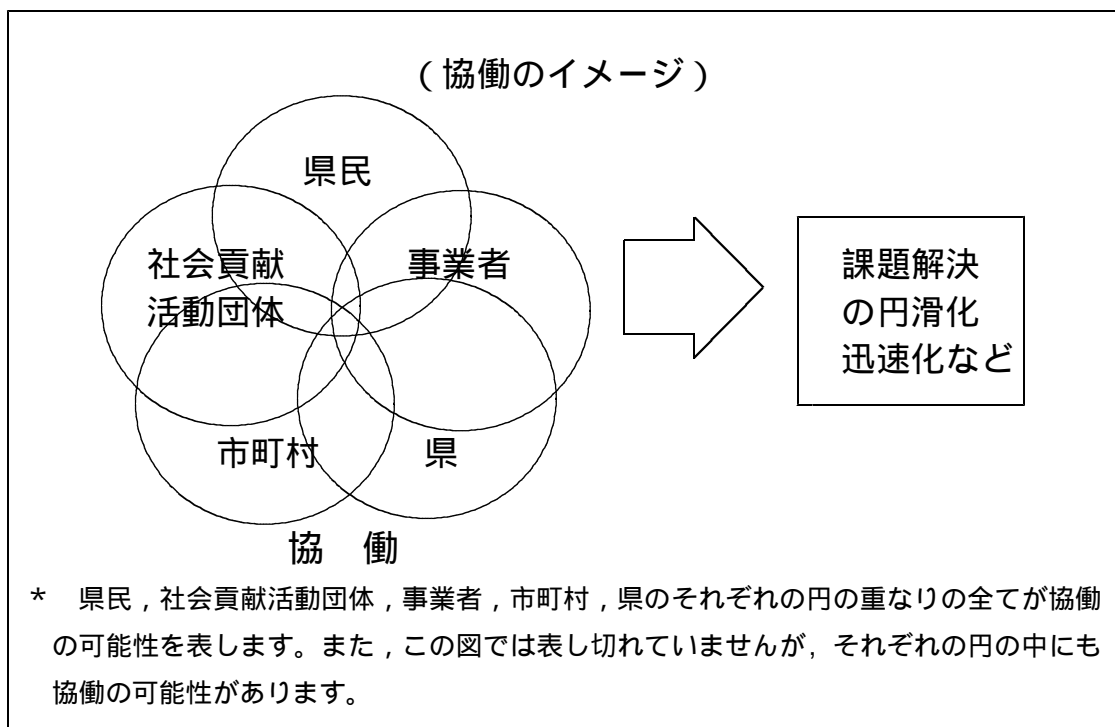
「協働」についてのより詳しい定義として、この基本方針では、「協働とは、地域における課題解決のために、県民、社会貢献活動団体、事業者、市町村、県などの地域社会の構成員が、その課題に応じ、対等の立場で、互いの違いを認め、補完しあいながら、協力、連携していくこと」を指すことにします。

協働が行われることによって、それぞれの特性を活かし、課題解決が

円滑，迅速に図られ，「1 + 1」を2以上にしていくことが期待できます。

一方で，協働は，課題解決のための手法であって，目的ではありません。このため，課題の性質，内容などに応じて，協働の要否が適宜判断されるべきものです。

また，協働する主体は，地域社会の構成員間相互において，様々な組み合わせが考えられますが，この基本方針においては，「とくしまパートナーシップ」の推進に向け，県と他の地域社会の構成員，特に社会貢献活動団体との協働についてまとめることにします。



イ 協働における留意事項

ここでは，より良い協働を行うための基本となる留意事項についてまとめることにします。

（ア）相互理解及び信頼関係の構築

より良い協働を行うためには，協働の相手方との相互理解が重要になります。例えば，県には行政機関として公平性・平等性が求められており，組織力がありますが，機動性に欠けている面があります。一方，社会貢献活動団体は，組織力では弱い面もありますが，県民ニーズに応じたこまやかな対応を迅速に行うことができるなど，相互の特性や違いを

理解しあうことが重要です。また、相互理解の上に立った、信頼関係がなければ、円滑な協働を行うことはできません。

(イ) 対等の関係、役割分担

県と社会貢献活動団体は、対等の立場であるとの認識に立って協働する必要があります。現実的には資金、情報など、県の側にこれらが集中している場合が多くなりますが、この状況も踏まえて、立場の対等性を尊重することが重要です。また、協働事業の実施に当たっては、この対等性に立って相互の役割分担、責任を明確にしながら、事業を遂行する必要があります。

(ウ) 情報公開

協働を行うに当たっては、どの社会貢献活動団体にも平等に機会が開かれていることも含め、行おうとする施策、事業などについての情報公開を進める必要があります。これは、社会貢献活動団体からのアイデアなどを活かす機会を増やし、透明性を確保することにも繋がります。

(エ) 時限性

協働は手法であるという認識の下、目標が達成されれば、一旦その関係は終了することを明確にしておくことが必要です。これは、特定の社会貢献活動団体と県との相互依存関係の発生を防ぎ、社会貢献活動団体の自立性を確保するために重要になってきます。

(2) 協働の形態等

ア 協働の形態

県と社会貢献活動団体が協働するに当たっては、政策形成過程への参画、事業共催・事業協力、後援、補助、委託など、様々な形態が考えられます。

ここでは、事業内容等に応じて、適切な形で協働が図られるよう、協働の形態別に効果、留意点等をまとめることにします。

(ア) 政策形成過程への参画

審議会、協議会、ワークショップ等へ社会貢献活動団体の参画を求め、社会貢献活動団体の持つ、専門性、先駆性、柔軟性などの特性を活かした政策提案を県の施策に反映するために行います。

a 期待できる効果

- ・社会貢献活動団体を通じて、県民の意見を県の施策に反映することができます。
- ・社会貢献活動団体の特性を活かしたアイデア等を県の施策に反映することができます。

b 留意事項

- ・審議会等の目的に応じ、複数の社会貢献活動団体に参画を求めるなどバランスのとれた委員構成等を確保する必要があります。

(イ) 事業共催・事業協力等

社会貢献活動団体と県がともに主催者となり共同で事業を行う共催，社会貢献活動団体と県が役割分担を行い，相互の資源（人，物，資金，ノウハウなど）を持ち寄り，事業を行う事業協力などがあります。

a 期待できる効果

- ・社会貢献活動団体を通じ、県民の意見を活かした事業の企画・実施が可能になります。
- ・相互の資源を持ち寄ることにより、より効果的な事業の実施が可能になります。
- ・事業の実施を通じて、社会貢献活動団体との信頼関係，協力関係が構築されることが期待できます。

b 留意事項

- ・事業の企画・実施等の各段階で、相互の十分な意志疎通の機会が確保される必要があります。
- ・協定書を作成するなど、相互の責任範囲，役割分担，経費負担等の明確化が必要になります。

(ウ) 後援

社会貢献活動団体が行う事業に対し、県が後援を行うことで、その事業の広報等に間接的な支援を行うものです。

a 期待できる効果

- ・社会貢献活動団体にとっては、事業に対しての一定の信用力を持つことになります。また、県にとっては、社会貢献活動団体の行う事業

について情報を得ることによって、新しい協働へのステップにすることが期待できます。

b 留意事項

- ・後援は、個別事業に対して、その事業内容に応じて行うものであり、その団体に対するものではないことを意識する必要があります。

(エ) 補助

補助とは、県と社会貢献活動団体の両者の目的達成のため、社会貢献活動団体へ県が資金を助成することをいいます。

a 期待できる効果

- ・県が対応しにくい独創的、先駆的な事業の実施が可能になり、サービスの多様化が図れるとともに、社会貢献活動団体の活動の広がりが期待できます。

b 留意事項

- ・補助を行う場合は、本来、社会貢献活動団体の日常的な運営経費は、団体が自主的に確保すべきものであるため、恒常的な運営費補助にならないよう留意する必要があります。
- ・補助の対象となる団体が少数の場合は、その理由を明確にする必要があります。

(オ) 委託

ここで委託とは、県が本来行うべき事業について、社会貢献活動団体が持つ、専門性、柔軟性、先駆性などの特性に着目して、その具体的な実施を社会貢献活動団体に任せることをいいます。

a 期待できる効果

- ・社会貢献活動団体が持つ特性を活かした事業実施が可能になり、サービス内容の充実が期待できます。

b 留意事項

- ・社会貢献活動団体の特性を活かすため、事業の企画・実施等について、社会貢献活動団体の参画が図られる必要があります。
- ・効率性、コストの低減化の面からのみの委託は、社会貢献活動団体の自主性・自立性を損ない、下請け化する恐れがあるため、その是非

について十分に検討する必要があります。

- ・社会貢献活動団体間の機会の平等性を確保し、より多くが参画できるよう、事業開始の際からコンペ方式の実施等を検討する必要があります。

(カ) その他

この外、施設の貸出などの便宜供与、情報提供、情報交換などが考えられます。また、これらを組み合わせて行う形態も考えられますが、社会貢献活動団体との意見交換も含め、いずれの形態がその事業に最も適しているかを慎重に判断する必要があります。

イ 協働に適した事業

社会貢献活動団体との協働は、県民サービスの向上のための手法として行うものであり、どんな事業でも協働しさえすれば良いというものではありません。

その事業内容に応じて協働の適否、あるいは、協働の形態も含め、検討する必要があります。

ここでは、その事業の性質により、社会貢献活動団体の特性の発揮が期待できる、協働に適していると考えられるものについてまとめることにします。

(ア) きめこまやかな対応が必要な事業

個々の実状に合わせてきめこまやかな対応が必要な事業については、社会貢献活動団体の柔軟性や迅速性などの発揮が期待できます。

(イ) 地域の実情に合わせる必要がある事業

地域特有の課題解決、地域ぐるみでの展開を図る必要のある事業については、社会貢献活動団体の地域に密着し、地域に通じているという特性の発揮が期待できます。

(ウ) 多くの県民の参加が求められる事業

普及・啓発事業など、多くの県民の参加が求められる事業については、社会貢献活動団体が持つ幅広い人的なネットワークの発揮などが期待できます。

(エ) 高い専門性が求められる事業

特定分野で高い専門性が求められる事業については、その分野で継続的に活動し、高い専門知識、ノウハウ等を持った社会貢献活動団体が存在する場合には、協働が有効となります。

(オ) 行政が着手したことのない先駆的な事業

新たな地域課題に行政が取り組もうとする事業については、既に先駆的にその事業に取り組んでいる社会貢献活動団体が存在する場合には、協働が有効になります。

(カ) 県民の意見等の反映が求められる事業

ワークショップなど、県民が当事者として主体的に参加することが求められる事業については、県民の参加を得た社会貢献活動団体が実施することによって、高い当事者性の確保が期待できます。

(3) 協働事業の評価

ア 評価の必要性

協働事業を行った場合は、事業実施の目的に照らし、その実施結果についての評価を行う必要があります。また、その事業のパートナーとなった社会貢献活動団体からの評価も合わせて行ってもらい、双方の評価結果を次の協働事業の展開に反映することによって、より質の高い協働の形づくりが行えます。

イ 評価の項目

事業の有効性、効率性の評価に止まらず、協働の相手方、協働の形態、役割分担が適切であったか、コミュニケーションが確保されていたか、相互の特性が発揮できたかなど、総合的に評価する必要があります。

ウ 評価結果の活用

評価結果については、社会貢献活動団体との意見交換を行うなど、問題点の解決に向けた取り組みを行う必要があります。

また、これらの情報を社会貢献活動団体も含め共有するなど、新しい協働、より良い協働に向けた基礎データとして活用する必要があります。

(4) 推進体制の整備

本県における参加と協働の現状については、ボランティア団体数が1,000を超え、NPO法人数も100を上回るなど、県民の社会貢献活動への参加意欲は大きな高まりを見せているところです。

一方で、県と社会貢献活動団体との協働の現状としては、個別的な形で委託事業などが行われているものの、職員の意識も含め、全庁的な推進体制の整備が必要な状況となっています。

これらの現状を踏まえ、参加と協働の推進に向け、先に述べてきた社会貢献活動の促進のための基本的な取り組みに加え、次のような取り組みを重点的に実施していきます。

ア ワンストップサービス体制の確立等

具体的な参加と協働の推進については、社会貢献活動団体とその事業分野に応じた担当課が行うこととしますが、複数課にまたがるような内容であっても1箇所で必要な情報の提供などのサービスが受けられるワンストップサービス体制の確立を図るため、情報収集・提供のための総合窓口を設け、社会貢献活動団体からの相談、問い合わせ等に対応するとともに、個別事業については、担当課と社会貢献活動団体との連絡調整等を行います。

イ ネットワークの構築等

社会貢献活動団体と県との相互理解の促進、信頼関係の構築等を行うため、市町村、事業者なども含めた、意見交換、ネットワークづくりの場を定期的に設けます。

ウ 全庁的な体制整備

全庁的な連絡会議を設け、参加と協働に関する施策の調整を図るとともに、相互連携の下、総合的・一体的な施策推進を図ります。

また、職員意識の改革を図るため、推進員の設置についても検討していきます。

エ 社会貢献活動団体からの事業提案等

多様化する県民ニーズへの対応を図るため、社会貢献活動団体の特性を活かした効果的な事業実施による県民満足度の向上を目指し、社会貢献活

動団体からの事業提案並びに事業評価についても検討していきます。

事業提案制度の検討に当たっては、公開コンペの実施など、情報公開に努めるとともに、テーマを絞った提案、あるいは、自由な提案など、広く社会貢献活動団体のアイデアが寄せられ、官民協働が推進される形を目指します。

オ 社会貢献活動団体の支援体制の充実

参加と協働の基盤づくりのため、積極的な情報提供や人材育成など社会貢献活動団体への支援体制の充実を図ります。

カ アドプトプログラムの活性化

官民協働の成功事例である、アドプトプログラムをより活性化し、アドプトプログラムを通じた、官民一体となった地域づくり、地域に根付いた公共施設運営が図られるような体制整備を行うため、アドプト活動を清掃を中心とした活動から活動内容を拡大するとともに、対象施設についても、河川、道路などの公共土木施設から公の施設等へ拡大することについても検討していきます。

キ 市町村との連携

多くの社会貢献活動団体の活動が地域に密着した形で行われていることを踏まえ、出先機関の再編に併せて、参加と協働についての情報交換など、市町村との連携が図られる体制づくりを行います。

(参考)

徳島県社会貢献活動の促進に関する条例

(平成十六年三月三十日徳島県条例第十号)

県民一人一人が、地域社会を支える主役であるとの認識を持って行動することは、私たちの郷土が、今後も県民の夢を実現する舞台として光り輝き、世界に誇れる地域となるために、不可欠なことである。

これまで、私たちの郷土においては、吉野川、鳴門の渦潮及び剣山をはじめとする豊かな自然の下で、いやしともてなしの文化に基づく活動が様々な分野において培われ、こうした先人から受け継がれてきた活動が、今日の私たちの郷土の発展に大きく寄与してきた。

今、地方分権の時代を迎え、国際化、少子高齢化社会の進展並びに個人の価値観及び生活スタイルの多様化といった大きな潮流の中で、本州四国連絡橋により近畿と四国の交流拠点となった私たちの郷土を取り巻く社会環境も急速に変化しつつある。これに伴い、地域社会の抱える課題も多岐にわたり、現在の社会システムではこれらの課題に十分に対応できない状況も生じてきている。このような状況の中で、先人から脈々と培われてきた社会貢献活動は、行政及び事業者とともに社会システムの一翼を担い、地域社会の課題に柔軟に、かつ、きめこまやかに対応する活力として、大きな期待を集めている。

ここに、私たちは、こうした社会貢献活動をより一層促進することにより、県民、行政、事業者等の地域社会の構成員が、相互理解に基づく対等な関係の下に、積極的に連携し、協力する郷土づくり、すなわち、県民一人一人の参加と協働による夢と活力でにぎわう郷土づくりを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、社会貢献活動の促進について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、社会貢献活動団体、事業者及び市町村の役割を明らかにするとともに、社会貢献活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、社会貢献活動を総合的に促進し、もって夢と活力でにぎわう郷土づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「社会貢献活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ

多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- 一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- 二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- 三 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「社会貢献活動団体」とは、社会貢献活動を主たる目的として継続的に行う法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第三条 社会貢献活動の促進に当たっては、社会貢献活動の自発性が尊重されるとともに、自立性が確保されるように配慮しなければならない。

2 社会貢献活動の促進は、県民、社会貢献活動団体、事業者、市町村及び県が相互理解に基づく対等な関係の下に協働することを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める社会貢献活動の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会貢献活動の促進に関し必要な施策を策定し、及びこれを総合的に調整しながら実施するものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、社会貢献活動の意義についての理解を深めるとともに、社会貢献活動に積極的に参加するように努めるものとする。

（社会貢献活動団体の役割）

第六条 社会貢献活動団体は、基本理念にのっとり、社会貢献活動を行うとともに、その活動を自ら評価し、その活動に関する情報を積極的に公開することにより、社会貢献活動に対する県民の理解を得るように努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の構成員として、社会貢献活動が円滑に推進されるように支援する等により、社会貢献活動の促進に努めるものとする。

(市町村の役割)

第八条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の区域の実情に応じて、社会貢献活動の促進に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第九条 知事は、社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 社会貢献活動の促進に関する施策の基本的事項
- 二 社会貢献活動の促進に関する施策の策定及び実施に際し配慮すべき事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、社会貢献活動の促進に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民から広く意見を聴くものとする。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更（軽微なものを除く。）について準用する。

(県民の理解の促進)

第十条 県は、社会貢献活動への県民の理解を深めるため、啓発活動、学習機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十一条 県は、社会貢献活動への県民の参加を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十二条 県は、社会貢献活動に関する専門的な知識を有する人材を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。

(交流及び連携の促進)

第十三条 県は、県民、社会貢献活動団体、事業者、市町村及び県の相互の交流及び連携を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(拠点機能の整備)

第十四条 県は、社会貢献活動の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、社会貢献活動を促進するための拠点となる機能の整備及び充実に努めるものとする。

(税制上の措置)

第十五条 県は、社会貢献活動を促進するため、必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、社会貢献活動の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

徳島県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針

発行 徳島県県民環境部県民環境政策課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088-621-2023

FAX 088-621-2822

E-Mail kyoudou@mail.pref.tokushima.lg.jp

この冊子は古紙配合率100%再生紙を使用しています。